

目標設定型排出量取引制度における検証機関登録申請ガイドライン

改正概要（令和 7 年 4 月）

- ・ 検証機関の登録区分 5「優良事業所基準（第 1 区分）」と区分 6「優良事業所基準（第 2 区分）」を統合し、区分 5「優良事業所基準」へ改正
- ・ 検証機関の登録要件を法人限定に改正
- ・ 検証主任者の登録要件について、新規登録の要件となる業務経験に「GX リーグにおける排出量取引制度での合理的保証水準の検証業務」を追加
- ・ 検証機関の営業所の名称又は所在地を変更する場合、事前の届出（2 週間前まで）から事後の届出（30 日以内）に改正
- ・ 第 3 計画期間から第 4 計画期間へ時点修正
- ・ その他軽微な修正